

老後の安心のために

平成26年度介護保険料・軽減制度について

平成26年度介護保険料が7月に算定されます。65歳以上の対象者には、7月中旬に通知書などを郵送しますので、記載内容を確認してください。また、介護保険サービスの利用者負担軽減制度の申請を受け付けています。

問合せ 長寿介護課 (☎983-2607)

介護保険料について

介護保険は40歳以上の方が納める介護保険料、国・県・市が負担する公費を財源として運営しています。

皆さまに納めていただく介護保険料は、介護保険を支える大切な財源です。

●65歳以上の人の介護保険料

被保険者本人の前年の合計所得金額、被保険者本人および世帯全員の当該年度住民税課税状況などにより介護保険料が決定します。

保険料額

所得段階が第1段階～第12段階まであり、段階ごとに年額保険料が24,800円～101,800円まで設定されています。

保険料の納め方

年金額が年額18万円以上の人…特別徴収（年金からの引き落とし）により納めます。

年金額が年額18万円未満の人・年度途中で65歳に達した人・転入した人…普通徴収（納付書や口座引き落とし）により納めます。

●介護保険料の減免

災害や経済的理由などにより生計維持が困難な人への減免を行っています。対象者は、世帯の生計を主として維持する人の収入が失業などにより著しく減少した人や、所得段階が第2段階から第4段階で、生活保護基準額程度の収入であるなど一定の要件に該当する人です。納付困難な人は相談ください。

●40歳から64歳までの人の介護保険料

加入している医療保険（健康保険）に医療保険分と介護保険分を併せて納めていただきます。加入している医療保険によって介護保険料の額や納め方が異なりますので、加入している医療保険へご確認ください。

軽減制度について

●軽減制度について

①住民税非課税世帯の人は、介護保険施設入所（短期入所を含む）における食費、居住費（滞在費）の負担額が減額されます。

②社会福祉法人などが提供する通所、訪問サービス、短期入所サービスを利用している人、または特別養護老人ホームに入所している人のうち、住民税非課税世帯で前年の年間収入額が単身世帯で150万円以下などの人は、利用料、食費・居住費（滞在費）が軽減されることがあります。（認定には一定の条件があります）

③通所、訪問サービスなど、在宅のサービス（住宅改修、特定福祉用具販売を除く）を利用している人のうち、毎月の世帯収入が生活保護基準額程度の収入である人を対象に、月ごとの利用料から3,000円を差し引いた額の2分の1に相当する額を助成します。

●注意事項

②・③について、判定に用いる収入には親族からの仕送りや遺族年金などの非課税収入も含まれます。借家などの不動産収入がある場合には別途収入を算出し、資産保有にも制限があります。



見本



見本



見本



見本

▲楽寿園の市民招待券です。

